

ない。

【問】水道管の耐用年数は。

【答】40年間が基本。5年後に高山地域の15%が老朽化するので入れ替えが必要となる。

【問】指定管理との関係で特に大きな問題はなかつたか。

【答】特にない。

〔質問第1号〕
地方自治法第229条
第4項の規定に基づく
異議申し立てに関する
質問について

平成22年5月28日付で、奥飛騨温泉郷にある宿泊施設より下水道使用料の減免返還を求めた申請が市に提出されました。平成19年9月から平成21年9月まで、計測された井戸水が地下漏水により下水管に流れ込んでおらず、下水道施設を使用していなかつたので、すでに支払っている1800万円の下水道使用料金を返還するよう求めた申請です。漏水による料金の減

免は、下水道使用料条例において、市長が「公益上その他特別の理由がある」と認めた場合は、「使用料を減額し、または免除することができる」となっていますが、「下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の漏水に係る水量認定基準」のかで「同一原因による漏水等が複数月にわたる場合であっても量が最も大きい1月に限り適用する」ことを定めています。

下水道使用料条例にある「そのほか特別な理由」や認定基準の中にある「特別な事情の別措置」は、「災害等の被災者や貧困等」を想定しており、これらは適切でないと考えたことから、市は特別な減免は認められないと判断し、「一原因1ヶ月の減免規定」により減免は認められないと判断しております。

【問】減免とあるが市長が別に定めるものはあるのか。

【答】条例で別に定めるものとあるのは認定基準を定めている。認定基準の中に別に定める規定があるが、それは定めていない。

【問】行政側の指導に問題があつたとの指摘についてはどうか。

【答】長期になるものは本庁の対応。減免は部長決裁ということでは対応してきました。行政側の対応は、行政側の指導に問題があつたとの指摘についてはどうか。

1. 減免処分の決定に当たっては、市長が条例とは別に定める減免基準によることが原則である。しかしながら、この件に関しては、減免基準を形式的かつ一律に適用するだけでなく、条例により市長に認められた減免に係る裁量権の行使を検討されたい。

2. 市長と申立者の間において、異議申し立て内容について話し合いの場を持ち、解決に向けて努力すること。また、今後の対応・対策についても十分な協議を行うこと。

以上、高山市議会の意見とする。



地下漏水の現地視察

問題ないという理解ですか。

【答】現規定の中では設置費用が高いから設置しなかつたとあつた。

問題ないという理解で問題ないという理解で問題ないといふべきだと思つていては、いかと反省している。

行政は文書行政ではなく、話し合い行政へと変えなければ……。その意味で対応について検証が必要だと思つていてはどうか。

【答】メーターが30万円、工事費70万円、計約100万円かかる。

【答】平成21年12月に相談書を持ってきたあとの対応について、職員の市民に対する親切

以上のような審査の後、左記の答申書とすることで全員一致しました。

【答】平成21年12月に相談書を持ってきたあとの対応について、職員の市民に対する親切

正運営にして、公正の中での運営をして、優しさを持つた対応を心がけていく。

【答】ベースは市民あつての行政だ。規則は設置について自己負担も含めた規定を整備してはどうか。

【答】ご指摘のとおり、異常に水量が上がっているときに通知し、それで終わっているところも問題あると思う。

【答】市長が条例とは別に定める減免基準によることで、市は特別な減免は認められないと判断しております。

【答】市長が条例とは別に定める減免基準によることで、市は特別な減免は認められないと判断しております。